

重要事項説明書

第1条 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション孫の手・うつのみや
所在地	栃木県宇都宮市元今泉7丁目32番16号
管理者氏名	八木澤 萌
TEL	028-680-4377
FAX	028-680-4378
事業所番号	0960190528
サービス提供地域	宇都宮市・さくら市・日光市・塩谷郡・芳賀郡・下都賀郡・下野市・河内郡
	鹿沼市・佐野市・小山市・真岡市・栃木市・足利市
	群馬県館林市・群馬県邑楽郡・茨城県結城市・茨城県筑西市

第2条 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営方針

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 従業員の職種・員数・勤務形態

職種	勤務形態	員数		
看護師	常勤	正看護師	2名	内1名は管理者
	非常勤	正看護師	2名	
理学療法士	常勤		1名	
	非常勤		3名	
作業療法士	常勤			
	非常勤		1名	
言語聴覚士	常勤			
	非常勤		3名	

第4条 営業日および営業時間

営業日 ⇨ 月曜日～土曜日 営業時間 ⇨ AM8:30～PM5:30

休業日 ⇨ 日曜日 お盆(8/13～8/15) 年末年始(12/31～1/3)

※お盆・年末年始の休業日については、年度により若干異なります。都度お伝え致します。

営業日や営業時間以外の訪問については、状態により相談に応じます。

第5条 サービス内容

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活上の世話
- ④リハビリテーション
- ⑤認知症患者の看護
- ⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦褥瘡の予防・処置
- ⑧ターミナルケア
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

第6条 利用者負担金

自己負担額は負担割合証のとおりとする。

◎看護師による訪問

	1割負担	2割負担	3割負担
【要介護1～5】			
① 所要時間20分未満	328円	655円	982円
② 所要時間30分未満	491円	982円	1,473円
③ 所要時間30分以上1時間未満	858円	1,715円	2,573円
④ 所要時間1時間以上1時間30分未満	1,176円	2,351円	3,526円
【要支援1,2】			
① 所要時間20分未満	316円	632円	948円
② 所要時間30分未満	470円	940円	1,410円
③ 所要時間30分以上1時間未満	828円	1,655円	2,482円
④ 所要時間1時間以上1時間30分未満	1,136円	2,272円	3,408円

- 准看護師による訪問は上記金額の90%になります。
- 複数名で訪問した場合や早朝・夜間・深夜の訪問は加算の対象となります。
- 限度額を超過した費用については全額負担していただくことになります。

◎理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

	1割負担	2割負担	3割負担
【要介護1～5】			
① 20分あたり	298円	596円	894円
② 40分あたり	596円	1,192円	1,788円
③ 60分あたり	804円	1,607円	2,410円
【要支援1,2】			
① 20分あたり	288円	575円	863円
② 40分あたり	576円	1,151円	1,726円

また、前年度のリハビリ職による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えていると減算になる為、上記金額には20分毎に8単位が減算されております。

要支援で12月を超えて利用される場合は20分毎に更に15単位減算となります。

- 一週間で120分までのご利用となります。
- 限度額を超過した費用については全額負担していただくことになります。
- 理学療法士等による訪問は看護業務の一環としてリハビリを中心としたものであると位置づけられております。訪問看護計画書・報告書の作成にあたり、利用者様の状態について適切に評価を行う必要があることから、訪問看護サービスの利用開始時や心身状態の変化時等に看護職員による訪問をさせていただくこともございます。

- 初回加算（Ⅰ）・・・退院・退所日当日に介入した時に加算
 365円/回（1割負担）
 730円/回（2割負担） 1,095円/回（3割負担）
- 初回加算（Ⅱ） 313円/回（1割負担）・・・初回及び開始日2ヶ月以上訪問を中止後の再開時に加算
 626円/回（2割負担） 938円/回（3割負担）
- 退院時共同指導加算 626円/回（1割負担）・・・病院・施設より退院退所にあたって開催された会議等に当事業所の
 1,251円/回（2割負担） 看護師等が参加し、その後に訪問を行った場合に加算
 1,876円/回（3割負担）

- 早朝(6:00～8:00)の訪問看護加算 25/100を所定の利用料に加算
- 夜間(18:00～22:00)の訪問看護加算 25/100を所定の利用料に加算
- 深夜(22:00～6:00)の訪問看護加算 50/100を所定の利用料に加算

●複数名訪問看護加算Ⅰ, Ⅱ	1割負担	2割負担	3割負担	(2人以上で訪問看護を行った場合)
Ⅰ, 看護師等 30分未満	265円/回	530円/回	794円/回	
30分以上	419円/回	838円/回	1,257円/回	
Ⅱ, 看護補助者 30分未満	210円/回	419円/回	629円/回	
30分以上	331円/回	661円/回	991円/回	
●長時間訪問看護加算	1割負担 313円/回	2割負担 626円/回	3割負担 938円/回	

※ 緊急時訪問看護加算が算定できる体制にて、状況により下記の加算が生じます。
 また、制度改正等により下記項目以外の加算が発生する場合があります。

	1割負担	2割負担	3割負担
●特別管理加算(Ⅰ)	521円	1,042円	1,563円 /月
●特別管理加算(Ⅱ)	261円	521円	782円 /月
●緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	626円	1,251円	1,876円 /月
●緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	599円	1,197円	1,795円 /月
●ターミナルケア加算	2,605円	5,210円	7,815円 /対象月
●口腔連携強化加算	53円	105円	157円 /対象月

※健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める費用

① 基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550円	(准看護師5,050円)
	週4日目以降(看護師)	6,550円	(准看護6,050円)
	週4日目以降(リハビリ専門職)	5,550円	
※褥瘡・緩和ケア専門看護師による訪問		12,850円	
基本療養費Ⅱ			
同一日に2人	週3日目まで	5,550円	(准看護師5,050円)
	週4日目以降(看護師)	6,550円	(准看護6,050円)
	週4日目以降(リハビリ専門職)	5,550円	
同一日に3人	週3日目まで	2,780円	(准看護師2,530円)
	週4日目以降(看護師)	3,280円	(准看護3,030円)
	週4日目以降(リハビリ専門職)	2,780円	
※褥瘡ケア、緩和ケア、人工肛門・膀胱ケア専門看護師による訪問		12,850円	
基本療養費Ⅲ			
※入院中、将来的な在宅を目的とした外泊の際の訪問		8,500円	
② 管理療養費	月の初日	7,670円	
	2日目以降	3,000円	

●前記金額のほか、状況に応じ下記加算が発生する場合があります。
また、制度改正等により下記項目以外に加算が発生する場合があります。

＜ 加算発生項目 ＞

難病等複数回訪問加算		訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
1日2回訪問した場合	4,500円	訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円
1日3回以上訪問した場合	8,000円	在宅患者連携指導加算	3,000円
※同一建物(施設等)に居住されている当事業所利用の利用者様の人数により減額あり。		看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月
退院時共同指導加算	8,000円	24時間対応体制加算 イ	6,800円/月
特別管理指導加算	2,000円	24時間対応体制加算 ロ	6,520円/月
退院支援指導加算	6,000円(長時間は8,400円)	特別管理加算(Ⅰ)	5,000円/月
長時間訪問看護加算	5,200円/週	特別管理加算(Ⅱ)	2,500円/月
訪問看護情報提供療養費Ⅰ～Ⅲ	1,500円	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
複数名訪問看護加算		夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
看護師・リハビリ専門職の場合	4,500円	深夜訪問看護加算	4,200円
准看護師の場合	3,800円	緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円
その他の職員の場合	3,000円(1日に1回の場合)		月15日目以降 2,000円
	6,000円(1日に2回の場合)	乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者に該当 1,800円
	10,000円(1日に3回以上の場合)		上記以外の場合 1,300円
※同一建物(施設等)に居住されている当事業所利用の利用者様の人数により減額あり。		訪問看護医療DX情報活用加算	50円
		訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円

●実際に対応した金額の合計から負担割合に応じた金額となります。
●理学療法士等による訪問は看護業務の一環としてリハビリを中心としたものであると位置づけられております。
訪問看護計画書・報告書の作成にあたり、利用者様の状態について適切に評価を行う必要であることから、
訪問看護サービスの利用開始時や心身状態の変化時等に看護職員による訪問をさせていただくこともございます。

※健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める費用（精神科訪問看護）

① 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

週3日目まで30分以上の場合	看護師・作業療法士	5,550円	准看護師	5,050円
週3日目まで30分未満の場合	看護師・作業療法士	4,250円	准看護師	3,870円
週4日目以降30分以上の場合	看護師・作業療法士	6,550円	准看護師	6,050円
週4日目以降30分未満の場合	看護師・作業療法士	5,100円	准看護師	4,720円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（同一建物）

[同一日に2人]

週3日目まで30分以上の場合	看護師・作業療法士	5,550円	准看護師	5,050円
週3日目まで30分未満の場合	看護師・作業療法士	4,250円	准看護師	3,870円
週4日目以降30分以上の場合	看護師・作業療法士	6,550円	准看護師	6,050円
週4日目以降30分未満の場合	看護師・作業療法士	5,100円	准看護師	4,720円

[同一日に3人以上]

週3日目まで30分以上の場合	看護師・作業療法士	2,780円	准看護師	2,530円
週3日目まで30分未満の場合	看護師・作業療法士	2,130円	准看護師	1,940円
週4日目以降30分以上の場合	看護師・作業療法士	3,280円	准看護師	3,030円
週4日目以降30分未満の場合	看護師・作業療法士	2,550円	准看護師	2,360円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（外泊時） 8,500円

☆前記金額のほか、状況に応じ下記加算が発生する場合があります。
また、制度改正等により下記項目以外の加算が発生する場合があります。

＜ 加算発生項目 ＞

精神科緊急訪問加算	月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
複数名精神科訪問看護加算	看護師・作業療法士の場合 4,500円(1日に1回の場合) 9,000円(1日に2回の場合) 14,500円(1日に3回以上の場合)	深夜訪問看護加算	4,200円
准看護師の場合	3,800円(1日に1回の場合) 7,600円(1日に2回の場合) 12,400円(1日に3回以上の場合)	精神科複数回訪問加算 1日2回訪問した場合 4,500円 1日3回以上訪問した場合 8,000円	
看護補助者の場合	3,000円	精神科重症患者支援管理連携加算	イ、 8,400円 ロ、 5,800円
		長時間精神科訪問看護加算	5,200円

※同一建物(施設等)に居住されている当事業所利用の利用者様の人数により減額あり。

② 管理療養費
月の初日 7,670円
2日目以降 3,000円

☆実際に対応した金額の合計から負担割合に応じた金額となります。

※その他の費用

- 医療保険（指定難病・福祉等）をご利用の方は交通費として1回あたり100円を負担していただきます。
- サービス提供にかかる主治医への指示書の手配は事業所が代行しますが、その料金は受診時に主治医より請求されますので、ご承知おきください。
- 当日の訪問キャンセルについては、1回につき300円を負担していただきます。ただし、救急搬送を要する容態急変時および当事業所の都合によるものは除きます。
- サービス実施のために使用する利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者様の負担となります。
- 死後の処置を行った際には、処置料として10,000円の費用が発生します。
- 医療保険（特定疾患・福祉等）をご利用の方は長時間の訪問看護利用料として、1時間30分を超えた場合、30分毎またはその端数時間毎に2,000円が所定額に加算されます。
- 医療保険（特定疾患・福祉等）をご利用の方は営業日以外の訪問については1回につき1,000円が所定額に加算されます。

第7条 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、主治医・ご家族のほかには救急隊、その他関係機関に連絡いたします。

第8条 苦情の対応について

- 事業所が提供した訪問看護サービスについて利用者及びその家族または代理人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 事業所は、上記の申し立てを理由として利用者に対し何ら不利益な取り扱いをすることはできません。

◎苦情受付窓口

○当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

☆訪問看護ステーション孫の手・うつのみや TEL：028-680-4377 (担当：八木澤)
受付時間 8：30～17：30

○その他(県・地域別)窓口

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ●宇都宮市役所 高齢福祉課 TEL：028-632-8989 | ●栃木市高齢介護課 介護保険係 TEL：0282-21-2251 |
| ●栃木県国民健康保険団体連合会 TEL：028-643-2220 | ●小山市 高齢生きがい課 TEL：0285-22-9617 |
| ●さくら市健康福祉部 高齢課 TEL：028-681-1155 | ●野木町健康福祉課 高齢対策係 TEL：0280-57-4173 |
| ●高根沢町 健康福祉課 TEL：028-675-8105 | ●壬生町町民生部健康福祉課介護保険係 TEL：0282-81-1877 |
| ●塩谷町 福祉課 TEL：0287-47-5173 | ●下野市健康福祉部 高齢福祉課 TEL：0285-32-8904 |
| ●芳賀町健康福祉課 介護保険係 TEL：028-677-6042 | ●鹿沼市保健福祉部 介護保険課 TEL：0289-63-2283 |
| ●市貝町健康福祉課 高齢介護係 TEL：0285-68-1113 | ●佐野市健康医療部 介護保険課 TEL：0283-20-3022 |
| ●茂木町保健福祉課 介護係 TEL：0285-63-5603 | ●筑西市 介護保険課 TEL：0296-22-0528 |
| ●益子町民生部高齢者支援課介護保険係 TEL：0285-72-8852 | ●館林市役所保健福祉部 介護高齢課 TEL：0276-72-4111 |
| ●板倉町健康介護課 介護高齢係 TEL：0276-82-1111 | ●結城市介護福祉課 介護保険係 TEL：0296-34-0417 |
| ●明和町介護福祉課 介護保険係 TEL：0276-84-3111 | ●上三川町健康福祉課 高齢者支援係 TEL：0285-56-9102 |
| ●千代田町保険福祉課 介護保険係 TEL：0276-86-7000 | ●足利市健康福祉部 元気高齢課 TEL：0284-20-2135 |
| ●大泉町健康福祉部 高齢介護課 TEL：0276-62-2121 | ●真岡市健康福祉部いきいき高齢課介護保険係 TEL：0285-83-8094 |
| ●邑楽町福祉介護課 介護保険係 TEL：0276-47-5021 | ●日光市健康福祉部高齢福祉課介護サービス係 TEL：0288-21-5100 |

第9条 事故発生時の対応について

- 当事業所は利用者には事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保管します。
- 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第10条 個人情報の保護

- 当事業所は、サービスを提供する際に、知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 当事業所において、利用者及びその家族の個人情報は下記の目的以外には使用いたしません。

使用目的 ① サービス契約時
② 当社内における事業所同士のサービス提供に関わる報告
③ 主治医への指示書手配および状態報告・次月予定報告
④ サービス担当者会議等での報告
⑤ 担当ケアマネージャーとの連絡
⑥ 入院、入所時の申し送り・退院、退所後の経過報告
⑦ 市区町村への心身状態の情報提供(医療保険対応の方のみ)
⑧ 訪問時において緊急を要する状態のとき
⑨ 定期的な行政実地指導・第三者機関における監査のとき
提供項目 住所・氏名・生年月日・電話番号・ご家族の背景情報及びサービス提供に関する情報

第11条 虐待防止に関する事項

- 当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 当事業所は、指定訪問看護の提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとします。

第12条 身体拘束等の原則禁止

- 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

第13条 業務継続計画の策定等

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第14条 衛生管理等

- 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

第15条 ハラスメント対策について

- 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい職場作りを目指します。
- 利用者および家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

第16条 訪問時間

- 訪問サービスは、利用者と曜日・時間・回数等の同意のもと提供しますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）予定通り訪問できない場合もございます。あらかじめご承知おきください。
※事業所が定めるサービス提供時間外のサービス提供料も加算の対象となります。
- 災害・天災等により訪問が困難になった場合、連絡を差し上げられるよう最大限の努力を致しますが、連絡回線が寸断されるなどの恐れもございます。その旨、何卒ご理解下さいませようお願い致します。

第17条 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施 なし

第18条 連帯保証人

- 代理人の方に利用者の連帯保証人となって頂きます。連帯保証人の方には、この契約から生じる利用者の債務について、限度額20万円の範囲内で連帯してご負担頂きます。
- 連帯保証人から請求があった場合には、当事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

訪問看護重要事項説明確認

訪問看護サービス開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、利用者様に説明をいたしました。

事業者 群馬県太田市大原町156-3
株式会社 孫の手
代表取締役 浦野 幸子
事業所 訪問看護ステーション 孫の手・うつのみや
事業所番号 0960190528

説明者 _____

同意書

私は、担当者より重要事項について説明を受けた上で同意し署名。1部受け取りました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ 印

代理人兼連帯保証人 住所

氏名 _____ 印

(本人との関係)

(家族代表) 私は、第10条に定める利用者の家族の個人情報の使用について同意します。

家族代表 住所

氏名 _____ 印

(本人との関係)

2025年4月1日改定